



五管区水路通報第39号

329項-341項

令和5年10月6日

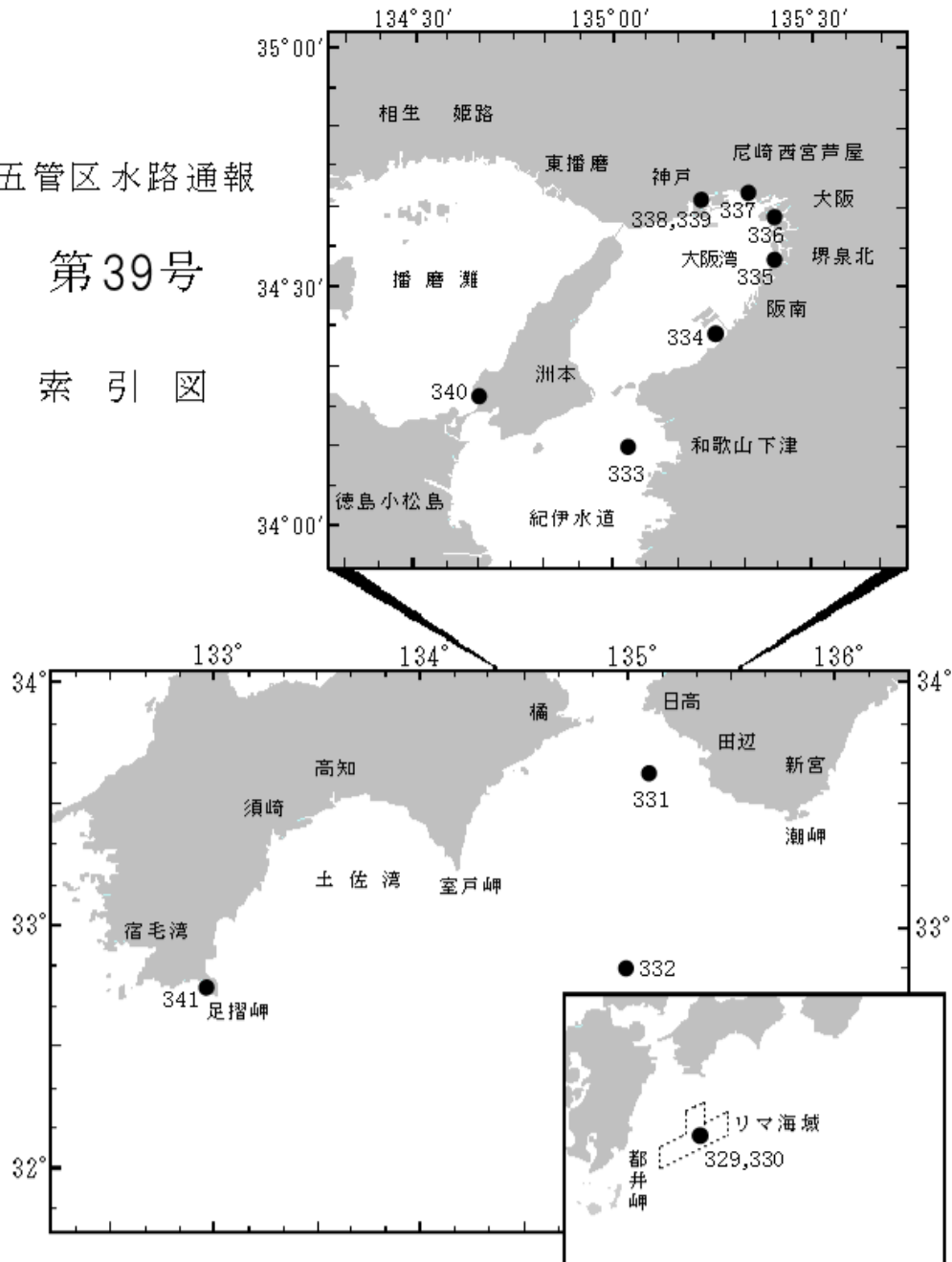
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第329項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第330項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第331項	紀伊水道南方		射撃訓練中止
第332項	紀伊水道南方		海底掘削作業実施
第333項	紀伊水道		照明弾発射訓練
第334項	大阪湾		船舶通航信号所一時業務休止
第335項	阪神港	堺泉北区、第5区及び第7区	岸壁改修工事等
第336項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止区域設定
第337項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	地盤改良工事
第338項	阪神港	神戸区、第6区	防災訓練
第339項	阪神港	神戸区、第6区	簡易灯設置
第340項	瀬戸内海	淡路島	離岸堤設置
第341項	四国南岸	足摺岬西方	灯台復旧

五管区水路通報

第39号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>
		
<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>	<p>海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)</p>
		

★5年329項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年10月30日、31日 0600～1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 31-48-13N 133-29-51E

(2) 31-42-13N 133-29-51E

(3) 31-28-13N 132-59-51E

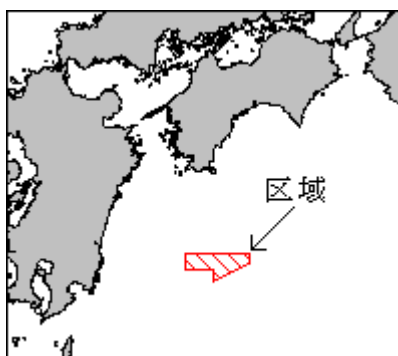
(4) 31-36-13N 132-59-51E

(5) 31-36-13N 132-37-51E

(6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省海上幕僚監部、防衛省防衛政策局



★5年330項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年11月1日(予備日11月2日)0600～1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 32-01-43N 132-37-51E

(2) 32-09-13N 132-59-51E

(3) 31-48-13N 132-59-51E

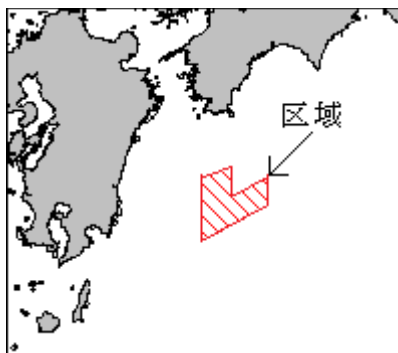
(4) 32-02-13N 133-29-51E

(5) 31-42-13N 133-29-51E

(6) 31-18-13N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省海上幕僚監部、防衛省防衛政策局



★5年331項 紀伊水道南方 射撃訓練中止

五管区水路通報 5 年 38 号 315 項削除

巡視船艇による射撃訓練は中止された。

海 図 W77(JP共)

出 所 五本部警備救難部



★5年332項 紀伊水道南方 海底掘削作業実施

探査船「ちきゅう」(56,752トン)による海底掘削作業が実施される。

期 間 令和 5 年 11 月 7 日～24 日(予備 11 月 25 日～29 日)

位 置 下記 2 地点付近

(1) 32-52.1N 135-18.1E

(2) 32-40.7N 134-30.0E

備 考 無人探査機(ROV)を使用する

警戒船を配備

海 図 W157

出 所 海洋研究開発機構



★5年333項 紀伊水道 一 照明弾発射訓練

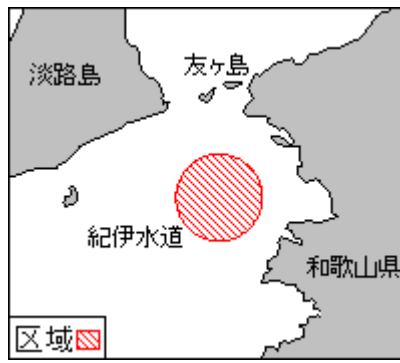
紀伊水道において、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和 5 年 10 月 15 日(予備日 10 月 16 日、17 日) 1000～1600 のうち 1 時間程度

区 域 34-09-57N 135-01-40E を中心とする半径 3 海里の円内

海 図 W1143

出 所 和歌山海上保安部



★5年334項 大阪湾 — 船舶通航信号所一時業務休止

神戸船舶通航信号所(灯台表第1巻8404)(34-39.1N 135-13.1E)において、神戸レーダー映像を使用した情報提供業務が一時休止される。

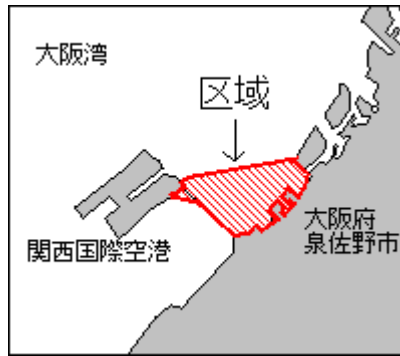
期間 令和5年10月22日(予備日10月29日) 1100~1300

区域 下記5地点及び陸岸により囲まれる区域とその周辺

- (1) 34-26.0N 135-15.4E(岸線上)
- (2) 34-26.5N 135-16.0E(岸線上)
- (3) 34-27.1N 135-19.7E(岸線上)
- (4) 34-24.9N 135-17.6E(岸線上)
- (5) 34-25.8N 135-16.4E

海図 W199(「北泊地」)-W1141(JP共)-W1103(JP共)-W150A(JP共)
W106(JP共)

出所 五本部交通部



★5年335項 阪神港 — 堺泉北区、第5区及び第7区 岸壁改修工事等

汐見ふ頭第3号岸壁前面及び堺浜寺北防波堤付近において、潜水士・起重機船による岸壁改修工事等が実施される。

期間 令和5年10月23日~令和6年6月28日 日出~日没

- 区域
1. 岸壁改修工事
34-30-50N 135-23-12E 付近
 2. 消波ブロック据付工事
34-33-44N 135-24-35E 付近

備考 汚濁防止膜を設置

警戒船を配備

海図 W1110(JP共)



★5年336項 阪神港 — 大阪区、第6区 航泊禁止区域設定

舞洲の北西側護岸付近において、一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 令和5年10月21日 1730～2000

区 域 下記5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-40-04N 135-23-17E(岸線上)
- (2) 34-40-10N 135-23-06E
- (3) 34-40-23N 135-23-16E
- (4) 34-40-30N 135-23-35E
- (5) 34-40-14N 135-23-44E(岸線上)

備 考 航泊禁止区域を明示する黄色灯付浮標が設置される
警戒船を配備

雨天等により行事が実施できない場合、航泊禁止は解除される

海 図 W123(JP共)－W1107(JP共)

出 所 阪神港長公示大第5-4号(5.9.27)



★5年337項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第1区 地盤改良工事

起重機船等による地盤改良工事が実施される。

期 間 令和5年10月9日～12月31日(予備日を含む)

区 域 34-41-52N 135-24-26E 付近

備 考 警戒船を配備

夜間停泊時は船の四隅とアンカー位置を標識灯で明示

海 図 W1107(JP共)

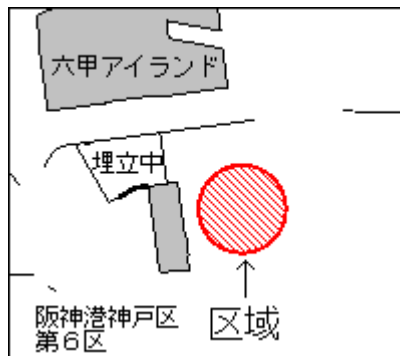
出 所 阪神港長



★5年338項 阪神港 — 神戸区、第6区 防災訓練

神戸区第6区の指定錨泊地M14周辺海域において、行政機関及び民間船による防災訓練が実施される。

期間	令和5年10月12日 1300～1630
区域	34-39.7N 135-17.6E を中心とする半径 800m の円内
備考	訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚 警戒船を配備
海図	W101A(JP共)
出所	阪神港長



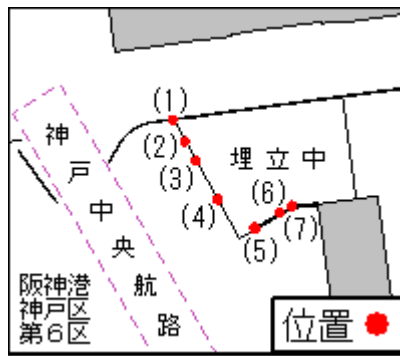
★5年339項 阪神港 — 神戸区、第6区 簡易灯設置

五管区水路通報5年37号311項,322項,323項関連

阪神港神戸区第6区の埋立地区護岸上において、簡易標識灯が設置された。

位置	下記7地点
	(1) 34-40-20.1N 135-15-36.7E (白色)
	(2) 34-40-13.8N 135-15-41.0E (黄色)
	(3) 34-40-08.2N 135-15-44.8E (黄色)
	(4) 34-39-56.9N 135-15-52.6E (黄色)
	(5) 34-39-48.2N 135-16-06.0E (黄色)
	(6) 34-39-53.0N 135-16-14.7E (黄色)
	(7) 34-39-55.0N 135-16-19.1E (黄色)

海図	W101A(JP共)
出所	阪神港長



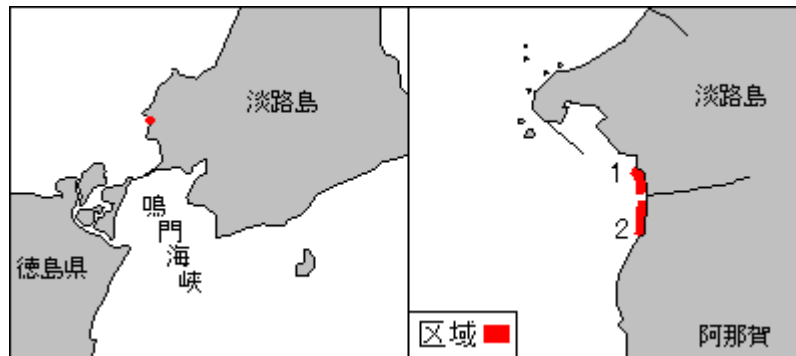
★5年340項 瀬戸内海 — 淡路島 離岸堤設置

五管区水路通報 4 年 19 号 285 項削除

阿那賀地先において、離岸堤が設置されている。

- 位置
1. 下記 3 地点を結ぶ線上
 - (1) 34-17-21.8N 134-39-43.2E
 - (2) 34-17-20.9N 134-39-44.9E
 - (3) 34-17-16.4N 134-39-45.7E
 2. 下記 3 地点を結ぶ線上
 - (4) 34-17-15.1N 134-39-45.8E
 - (5) 34-17-08.3N 134-39-45.4E
 - (6) 34-17-07.1N 134-39-45.0E

海図 W150C(JP共)
出所 五本部海洋情報部



★5年341項 四国南岸 — 足摺岬西方 灯台復旧

五管区水路通報 5 年 36 号 298 項削除

消灯していた、臼碇埼灯台(灯台表第 1 巻 3103)(32-43.9N 132-57.9E)は復旧した。

海図 W1268-W108(JP共)-W1220(JP共)-W157-W1072
出所 高知海上保安部

